

株式会社山口建設コンサルタント行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～ 令和10年3月31日までの 3年間

2. 内容

目標：将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1か月以上の育休取得」を推進し、計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

男性社員・・・取得率30%以上にすること

女性社員・・・取得率75%以上にすること

<対策>

●各年3月

自己申告書(調査票)により育児休業/休暇を取得しやすい社内の雰囲気作りに努め、担当部署・上司に相談しやすい環境を作る。

●令和7年4月～令和10年3月

配偶者の出産予定の報告があった男性社員に対し、育児休業の取得を促す。
育児休業を取得した社員の声を広めることで、取得者の増加につなげる。